

富里市特定不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

富里市長 五十嵐 博文

告示第48号

富里市特定不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱  
（趣旨）

第1条 この要綱は、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療と併せて先進医療を受けた夫婦に対し、その治療に要する医療費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定不妊治療 医師から不妊症と診断された者に対し、医療保険各法の規定による保険給付（療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。）の対象となる体外受精及び顕微授精をいい、次に掲げる治療法によるものを除く。

ア 夫婦以外の第三者からの精子及び卵子の提供によるもの

イ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を第三者の子宮に医学的な方法で注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産することをいう。）によるもの

ウ 借り腹（夫婦の精子及び卵子は使用することができるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産することをいう。）によるもの

(2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(3) 先進医療 特定不妊治療を開始した日において厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第1

29号)により、先進医療として告示されている不妊治療に関する医療技術をいう。

(4) 実施医療機関 先進医療の実施医療機関として厚生労働省地方厚生局へ届出を行っている又は承認されている保険医療機関

(5) 夫婦 次のいずれかに該当する男女をいう。

ア 戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する婚姻の届出をし、戸籍の全部事項証明書(日本国籍を有しない者にあつては、住民票の写し又は夫婦であることが確認できる公の機関が発行した書類)により、法律上の婚姻をしていることが確認できる男女

イ 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある男女(支給対象者)

第3条 不妊症及び不育症治療費助成金(以下「助成金」という。)の支給対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、保険給付を伴う不妊治療等を開始していること。

(2) 第6条第1項に規定する助成金の申請(以下「申請」という。)を行う日において、夫婦の双方又はいずれか一方が本市に居住し、1年以上前から継続して本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) 次条第1項に規定する助成の対象となる費用について、他の市町村(特別区を含む。)から助成制度の適用を受けていないこと。

(助成の対象となる費用等)

第4条 助成の対象となる費用は、夫婦が保険医療機関において受けた1回の特定不妊治療(医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画書を作成した日等から妊娠の確認等(医師の判断に基づき、やむを得ず中止した場合を含む。)に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程において併用した先進医療をいう。ただし、妻の年齢が満43歳に達するまでに開始したものに限り。)の費用に係る本人負担額とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

(1) 医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される特定不妊治療に係る費用

(2) 入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の特定不妊治療に直接関係のないものであると認められる費用

(3) 処方箋によらない医薬品等の費用

2 対象者に係る助成回数の上限は、次に掲げる年齢(医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される1回目の特定不妊治療の開始日の満年齢をいう。

以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める回数(夫婦それぞれが受けた特定不妊治療の回数を合算した回数をいう。)とする。

- (1) 妻の年齢が40歳未満 6回
- (2) 妻の年齢が40歳以上43歳未満 3回

3 前項に規定する助成回数の計算は、出産(妊娠12週以降の死産を含む。)に至るまでごとに行う。

(助成額)

第5条 助成の額は、本人負担額に10分の7を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、50,000円を上限とする。

(助成の申請)

第6条 助成金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、富里市特定不妊治療(先進医療)費助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得た上で本市の公簿等によってその内容を確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 富里市特定不妊治療(先進医療)受診等証明書(別記第2号様式)
- (2) 特定不妊治療(先進医療)に係る医療機関発行の領収書診療報酬明細書
- (3) 戸籍全部事項証明書(日本国籍を有しない者にあつては、住民票の写し又は夫婦であることが確認できる公の機関が発行した書類)
- (4) 夫婦の双方又はいずれか一方の住民票の写し
- (5) 第2条第5号イに規定する夫婦にあつては、事実婚関係に関する申立書(別記第3号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請の期間は、1回の特定不妊治療の終了した日から起算して2年以内とする。

(交付決定等)

第7条 市長は、申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定したときは、富里市特定不妊治療(先進医療)費助成金交付決定通知書(別記第4号様式)又は富里市特定不妊治療(先進医療)費助成金交付却下通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の支給を決定したときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、

既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。